

開成町納涼まつり 出店要項

1. 目的

この要項は、商工振興や地域産業の発展を目的として「開成町納涼まつり」における飲食物等の提供により、観客へのもてなしを図るため、出店に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 売店の設置場所・設置者

設置場所	設置者
開成水辺スポーツ公園	あしがら花火大会開成町実行委員会

3. 設置期間等

出店の設置期間は、あしがら花火大会の当日とし、販売時間は午後3時30分から午後9時00分までとする。

4. 売店の規模等

(1) 出店の区画については、1区画あたり（間口 2,700mm×奥行き 3,600mm）とし、実行委員会でテントを用意するものとする。車両販売車を持ち込む場合の規模も同様とする。

(2) 実行委員会において次の備品を用意する。

品 名	数 量
長机	1区画につき2台
いす	1区画につき4脚

※机の上で火気を取り扱う場合など、机に損傷を与える可能性がある時は、コンパネを用いるなど対策を施すこと。また、損傷が確認された場合には、出店者において実費を負担すること。

5. 出店者の選定手続

(1) 出店を希望するものは、実行委員会の定める「開成町納涼まつり出店申請書」（第1号様式）により申請しなければならない。

(2) 実行委員会は、次のものを優先し、出店者を選定するものとする。

(ア) あしがら花火大会開成町実行委員会の構成団体又は構成団体に属している店舗

(イ) 開成町内の自治会、企業、各種団体、及び実行委員会が特に認めた団体等

(3) 実行委員会は、申請内容を審査し、その内容が適正であると認められる場合には、申請者に対して「開成町納涼まつり出店許可証」（第2号様式）を交付するものとする。

(4) 出店許可証の交付を受けた者は、売店前面の来園者から見える位置に当該出店許可証を掲示しなければならない。

(5) 実行委員会は、出店を許可しなかったとき又は保留するときは、当該申請者に対して、その旨を告知するものとする。

6. 出店者の負担

売店の運営に要する経費、実行委員会が用意する施設及び備品以外の設備に係る経費については、出店者の負担とする。

7. 出店の取り消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、出店許可を取り消すものとする。この場合において、出店者は、実行委員会に対して異議申し立てはできないものとする。

(1) 法令又はこの要項に違反したとき

(2) その他、「開成町納涼まつり」の運営に支障をきたすおそれがあると認めたとき

8. 取扱品目

出店における販売及び取扱品目は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 地場産農産物
- (2) 食品
 - (ア) 食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工された食品で、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの。
 - (イ) 保健所の許可が取得できる基準に適合し、かつ実行委員会が適当と認められるもの。
- (3) 郷土物産品
- (4) その他、実行委員会が必要又は適当と認めるもの。

9. 出店料等について

実行委員会は、開成町納涼まつりの運営経費等に充てるため、出店者から次に定める出店料を徴収することができる。

- (1) 1区画あたり 10,000円（間口2,700mm×奥行3,600mm）とし、1出店者が使用できる区画は4区画までとする。
- (2) 車両販売車の持込みの場合は、1区画あたり 10,000円とする。
- (3) 区画内で電化製品を使用し、専用コンセントを必要とする場合には、10A（1000w）ごとに 3,000円を徴収し、実行委員会で用意するものとする。
- (4) 出店者が実行委員会で用意した駐車場を利用する場合は、1区画あたり1台の駐車場とし、駐車代は1,000円とする。

10. ゴミ処理について

出店に伴うゴミ処理については、実行委員会で行うものとする。ただし、指定のゴミ袋を使用して分別が徹底されたものに限る。

11. 禁止事項

売店において次の事項を禁止する。

- (1) 第三者に対し、出店の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は売店の管理を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 出店申請品以外の品目を販売すること。
- (4) その他、開成町納涼まつりの運営に支障があるような行為をすること。

12. 遵守事項

出店者及び当該従業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 販売品の搬入・販売・搬出について、実行委員会の指示を守ること。
- (2) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行うこと。
- (3) 出店者は、物品の販売にあたっては環境に配慮することとし、再資源化可能な容器、包装を選択すること。
- (4) 出店場所及びその周辺の清掃は、各出店者が責任をもって行い、環境美化に努めること。
- (5) 接客に当たっては、もてなしの心をもって、好感を与えるよう親切丁寧をこころがけること。
- (6) 商品、サービス等の提供については、すべて出店者の責任で行う。
- (7) 盗難・火災・衛生管理について、実行委員会は一切の責任を負わない。

13. その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会が定める。

附 則

この要項は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年7月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年6月19日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年7月7日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。